

## 令和5年竹田市農業委員会第13回総会議事録

1. 日 時 令和5年12月5日(火) 午後2時00分～午後2時55分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子 6番 児玉 淳一  
7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀  
12番 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：堀貴美子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央

6. 議事

議案第78号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・1件  
議案第79号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・1件  
議案第80号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・10件  
議案第81号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・16件  
議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・3件  
議案第83号 非農地証明について・・・・・・・・・・3件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から、令和5年竹田市農業委員会第13回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は11番 工藤明秀委員、12番 後藤恵美子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第32号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。なお1番、2番の案件は議案第81号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し合意解約するものです。

続いて報告第33号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。なお1番、2番の案件は議案第81号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し合意解約するものです。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第78号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 1件

議案第79号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 1件

議案第80号 農用地利用集積計画の承認について 10件

議案第81号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 16件

議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 3件

議案第83号 非農地証明について 3件

以上34案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第78号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第78号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。1番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第78号について担当課から説明がありましたがご意見ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。  
議案第78号についてこれを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。  
よって議案第78号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第79号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第79号の農用地利用集積等促進計画案は先程議案第78号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第79号の1番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は当該農地の貸借について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第79号について担当課による説明がありましたがご意見ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。  
議案第79号についてこれを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。  
よって議案第79号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時05分)

議長

再開します。

(14時05分)

議長

議案第80号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は〇〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

4番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。10年11か月間の賃貸借、再設定です。

5番の借り手は〇〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。労力5人、野菜中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

6番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

7番、8番の借り手は〇〇〇〇〇です。7年間の賃貸借、再設定です。労力4人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

9番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

10番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今事務局による説明がありましたがお意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第80号についてこれを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第80号 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第81号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の1番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字会々字平〇〇〇〇外5筆 田1筆畑5筆 合計面積2,017.52平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は2,017.52平方メートルです。3558番1には農業用倉庫がありますが2アール未満の農業用倉庫であり届出をしております。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第81号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・草刈り機等を所有しており新規就農で農地全部の効率的な利用と本人が農地を買って農業をするということでしたので農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の2番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字飛田川字下村〇〇〇〇外2筆 田3筆 合計面積5,541平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5,529平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第81号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・管理機1台所有しており稲作中心の農家です。大分から通って農業するということですが実家がすぐ近くにあるので農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の3番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字吉田字下津留〇〇〇〇外3筆 田1筆畑3筆 合計面積5,763平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は11,722平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第81号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はハーベスター1台・田植機1台・耕うん機3台所有しており稲作、野菜、カボス中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の4番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字入田字板良〇〇〇〇畑1筆 面積123平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5,997平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第81号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバ

イン1台・田植機1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の5番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字太田字原〇〇〇〇外4筆 畑5筆 合計面積18,608平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は43,919平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第81号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター8台所有しており畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の6番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字田井字金剛寺〇〇〇〇外7筆 田7筆畑1筆 合計面積13,791平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は47,815.90平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第81号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の7番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字菅生字藤原〇〇〇〇畑1筆 面積3,529平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は25,216平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員が欠席ですので事務局に調査報告をお願いします。

事務局

議案第81号の7番の案件は5番 秦志喜男委員の案件ですが本日は欠席です。確認報告書を預かっていますので読み上げて報告いたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター4台、その他に移植機1台、マルチ張機1台、乗用の動噴1台、固定の動噴1台を所有しており野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の8番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町馬場字新田〇〇〇〇外1筆 田1筆畑1筆 合計面積2,665平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は3,266平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第81号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はコンバイン1台・耕うん機1台所有しており野菜・果樹中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事すること見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて9番の説明を事務局に求めます。



事務局

議案第81号の9番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町字岩戸〇〇〇〇 畑1筆 面積2,167平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は3,266平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第81号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はコンバイン1台・耕うん機1台所有しており野菜・果樹中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の10番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町新藤字立石〇〇〇〇外2筆 田2筆畑1筆 合計面積7,927平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は54,327平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第81号の10番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター3台・コンバイン1台・田植機1台所有しており稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて11番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の11番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字久住字畑ノ

原〇〇〇〇 畑1筆 面積468平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は20,505.77平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第81号の11番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・管理機1台所有しており野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて12番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の12番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字久住字畑ノ原〇〇〇〇 畑1筆 面積1,289平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は20,505.77平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第81号の12番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。トラクター1台・管理機1台有しており野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。もともと菜園にしていたが所有者が倒れたため急遽〇〇さんをお願いしたいとのことです。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて13番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の13番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字白丹字丸山〇〇〇〇 田1筆 面積1,158平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は52,470.36平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第81号の13番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター4台・田植機1台所有しており畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて14番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の14番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字白丹字丸山〇〇〇〇 田1筆 面積2,693平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は13,453平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第81号の14番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて15番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の15番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字白丹字馬場〇〇〇〇 田1筆 面積4,423平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は48,379平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第81号の15番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて16番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の16番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字上田北字内城山〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積2,852平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は39,539平方メートルです。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

議案第81号の16番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター4台・ローコンバイン1台所有しており畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

今議案第81号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

では私から3番の〇〇さんについてですが管理は問題ないですか。

7番 坂本大蔵委員

私と譲り渡し人と三人で話をしたのですが、〇〇さんは自宅周辺と〇〇にも農地を持っており農業に意欲的な方で田んぼもきちっと手入れがされています。

議長

以前、〇〇のときに隣接の人ともめた経過があったので心配しました。今回は自宅の近所ですよ。

ほかにありませんか。

11番 工藤明秀委員

6番と15番について参考にお聞きしたいのですが、耕作面積が大きいのですが労力が1人ということで気になります。どういった経営をされているのでしょうか。

6番 本郷敦子委員

6番の人はものすごく働き者です。この件は親戚の人からどうしても買ってほしいと言われて買うようにしたそうです。働き手は奥さんもいますが自分が中心で仕事をしています。朝早くから田んぼに出ています。

議長

13番の〇〇さんは10町くらい作っているかと思いますが3年以内に田をやめてシイタケに切り替えると聞いたのですがそういうことですか。

2番 改木謙士委員

70歳目途で農業を小さくしてシイタケに切り替えると聞きました。

3番 猪九州男委員

議案に出ている土地は丸山のイベントで使っているサップとかしているところです。来年いっぱい皆さんをお願いするようにしているようです。

議長

他にないですか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第81号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第81号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第82号の1番の案件は申請地 竹田市大字入田字谷川〇〇〇〇 面積1436平方メートルの田です。

この申請地は農用地区域外の農地では場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は資材置場用地です。申請者は建設業を営んでおり工事現場で出た残土を置き資材置場用地として使用する計画です。農地法第5条の許可申請をして地権者と話ができているので土を入れていい

と考え、また許可を受けていないのにも関わらず11月20日から工事で発生した残土置き場として利用していました。しかし現在は中断しています。申請者は認識が甘く申し訳ないことをしたと深く反省しています。始末書が添付されています。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

現地確認の結果、当該土地に接している土地は山林と県道に囲まれておりますので周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、もう既に着工しているということで始末書が出ていることですので原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第82号の2番の案件は申請地 竹田市久住町大字久住字中ノ坪〇〇〇〇 面積2,976平方メートルの田です。この申請地は第1種農地ですが農用地区域からの除外は令和5年8月30日に完了しています。転用目的はウイスキーの貯蔵庫です。申請者は業務拡大に伴いウイスキー樽を貯蔵する貯蔵庫が不足しており貯蔵庫を増設する計画です。雨水については既存水路に流す計画で水路組合の同意を得ており建設課とも協議済みです。工事期間は令和5年12月6日から令和6年12月5日までを予定しております。転用許可基準は第1種農地の転用許可基準の例外のうち住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第82号の2番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。現地で転用者及び施工業者の説明を受けております。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第82号の3番の案件は申請地 竹田市久住町大字久住字中ノ坪〇〇〇〇ほか1筆 合計面積2,073平方メートルの田です。この申請地は第1種農地ですが農用地区域からの除外は令和5年8月30日に完了しています。転用目的はウイスキーの貯蔵庫及びびんの商品倉庫です。申請者は業務拡大に伴いウイスキーの貯蔵庫及びびんの商品倉庫が不足しており貯蔵庫及び商品倉庫を増設する計画です。雨水については既存水路に流す計画で水路組合の同意を得ており建設課とも協議済みです。工事期間は令和5年12月6日から令和6年12月5日までを予定しております。転用許可基準は第1種農地の転用許可基準の例外のうち住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第82号の3番の調査報告をいたします。現地確認の結果周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今議案第82号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

3番 猪九州男委員

〇〇〇〇のすぐ横は田ですが建物が立つと日当たりが悪くなると思うのですがその辺はどうでしょうか。

事務局

図面も申請に付いていますし隣接する農地の所有者の承諾書も添付されていますので問題ないと考えます。

3番 猪九州男委員

耕作者の同意はいらないのですか。

事務局

地権者の承諾書がついています。建物は7メートルくらいで平屋建てです。

11番 工藤明秀委員

建物の配置図では小さい建物が計画されているだけです。〇〇〇〇には15メートルかけ12メートルの小さな資材倉庫がど真ん中に立つので日照はほとんど影響がないと思います。

10番 島村宏司委員

バイパスが通っていて結構スピード出すので交通の便に害にあるんじゃないかと思います。

議長

島村委員、ご意見として何うということでもいいですか。

10番 島村宏司委員

はい。

議長

他にないですか。いいですか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第82号について許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第83号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の1番の案件は申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字平田字大鳥川〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積1,497平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は獣害により昭和43年頃から農地の管理ができなくなり現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局



議案第83号の2番の案件は申請者 ○○○○が所有する申請地 竹田市大字平田字内ヶ倉○○○○ 登記地目 畑1筆 面積360平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は会社員として働いており農地の管理ができなくなり昭和53年頃クヌギを植林し現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第83号の3番の案件は申請者 ○○○○の所有する申請地 竹田市大字入田字谷川○○○○ 外1筆 登記地目 田2筆 合計面積1,051平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は遠隔地に住んでいるため農地として耕作することができなくなり昭和60年頃から耕作放棄地となり現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第83号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第83号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第83号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和5年竹田市農業委員会第13回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時55分)

令和5年12月5日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....